

## 新行政改革大綱（第七次）の策定について

### 1 策定の趣旨

本市は、これまで、昭和 61 年度以降、六次にわたり行政改革大綱を策定し、時代に即応した組織機構の整備や適正な定員管理の推進、事務事業の抜本的な見直し、職員の意識改革など、社会情勢や市民ニーズの変化に的確に対応しながら、効率的な行財政運営に努めてきた。

しかしながら、人口減少・少子高齢化が進行する中、新型コロナウイルス感染症の影響による現下の厳しい経済事情により、市税や施設使用料等の大幅な減収が見込まれることや、社会保障関係経費の増加や都市基盤整備、防災・減災対策などに加え、新型コロナウイルス感染症への対応など、本市を取り巻く課題に対応するための施策・事業に多額の費用が見込まれている。また、ICTの進展など社会や個人の暮らしを取り巻く環境の変化に伴い、市民ニーズも一層の多様化・高度化が進むと考えられる。

これらに適切に対応していくためには、徹底した事務事業の峻別・見直しを行うなど創意工夫を重ねる中で、健全財政の維持に努めながら、ICTや民間の知見など、新しい発想・技術を積極的に取り入れ、利便性や生産性の向上を図るとともに、職員の資質と能力の向上に努める必要がある。

このようなことから、第七次行政改革大綱においては、効率的で質の高い市民サービスを提供するとともに、将来を見据えた計画的かつ柔軟な行財政運営により、持続可能な都市経営を維持するため、今後の行政改革の指針となる新たな行政改革大綱及び推進計画を策定するものである。

### 2 本市を取り巻く環境の変化

#### (1) 新型コロナウイルス感染症拡大による社会の変化

◇感染症拡大への対応と社会経済活動の両立、新しい生活様式や働き方等の社会経済システムの変化への対応

#### (2) 人口減少・少子高齢化の進行により厳しさを増す財政状況

- ◇市民との協働・連携のさらなる推進や民間の知見の活用
- ◇効率的で健全な行財政運営による持続可能な都市経営

#### (3) ICTの進展

◇自治体 DX（デジタル・トランスフォーメーション）の取組の推進

### 3 策定にあたっての基本的な考え方

#### (1) 次期総合計画（令和 4 年 3 月策定）を踏まえた検討

本大綱は、同時期に策定する本市の最上位計画である総合計画の基本施策「自主的・自立的な行財政運営の推進」に紐づく個別計画に位置付けられていることから、総合計画に沿った検討を行う。

#### (2) 本市を取り巻く環境の変化を踏まえた検討

時代の大きな転換期に直面していることを踏まえ、前大綱の趣旨を継承しながら、「選択と集中」の観点で躊躇なく大胆に見直しをし、重点項目の絞り込みを行い、デジタル化の積極的な推進など、時代の変化に的確に対応した検討を行う。

### 4 新大綱及び推進計画の策定等

- (1) 推進期間：令和 4 年度～8 年度（5 年間）  
※総合計画の前期基本計画の期間に合わせる。
- (2) 策定期期：令和 4 年 3 月
- (3) 推進計画：大綱で掲げた具体的な推進方策に基づき、推進項目を取りまとめた行政改革推進計画を策定する。

### 5 策定・推進体制

下表の体制で、新大綱案の策定等を行う。

	行政改革推進本部（庁内）	行政改革推進委員会（庁外）
構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長（本部長）、両副市長（副本部長）、各局長等</li> <li>※具体的な事項を検討するため、各局等に部会を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員 10 人（学識経験者、各種団体の代表者、公募委員等）</li> <li>※総務局長、企画財政局長はオブザーバー参加</li> </ul>

### 6 策定に向けたスケジュール

